



基安化発第 0811001 号
平成 15 年 8 月 11 日

都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長

化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について

化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底については、平成 15 年 8 月 11 日付け基発第 0811001 号（以下「通達」という。）等をもって指示されたところであるが、事業者等に対する指導においては、下記に留意されたい。

記

1 保護具の備付けが必要な化学物質等について

通達別紙 1、2 及び 3 に掲げた化学物質は、主として平成 8 年労働省告示第 33 号（労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに労働大臣が定める疾病）等における眼又は皮膚への障害に係る化学物質であること。

別紙 3 の「アミン系の樹脂硬化剤」とは、エポキシ樹脂に混入して用いられるアミノ基を有する樹脂硬化剤で、ジエチレントリアミン、トリエチレンテトラアミン等の脂肪族ポリアミン類、フェニレンジアミン等の芳香族ポリアミン類、脂環式ポリアミン及びこれらの変成物等があること。

「鉱物油」には、ガソリン、石油エーテル、切削油等があること。

「ベンゼンの塩化物」には、クロルベンゼン、オルトジクロルベンゼン、パラジクロルベンゼン、1, 2, 4-トリクロルベンゼン等があること。

2 パンフレット等について

事業者等への周知、指導等のため、別途、周知用パンフレット等を作成し、各局に対して送付する予定であること。